

平成 28 年度第 6 回 (H29.3.22) 及び平成 29 年度第 1 回 (H29.5.10) 子ども支援委員会における「子どもを性被害から守る条例」に係わる事案 の検証状況

次世代サポート課

1. 子ども支援委員会における検証の視点

- ① 「子どもが深夜外出した背景」又は「インターネットで知り合った行為者に会いに行った背景」
- ② 性被害を受けた子どもへの事件後の対応の在り方

2. 委員意見

① 子どもたちの行動の背景を議論するには、さらに情報が必要である。

【必要な情報】

- 家庭環境（家族構成・経済状況・家族関係・虐待の有無など）
- 子ども自身の状況（登校状況・成績・交友関係・障害の有無・非行歴など）
- 行為に至る経過（知り合ったきっかけ・行為までの期間と経過・行為者との力関係など）
- インターネットの使用状況（危険性の認識、家庭での監督状況、行為者と知り合ったツール）
- 取り調べに当たっての配慮、事件後の心理面・医療面での対応状況

【対応状況】

⇒情報提供先である県警にも今回の意見を伝え、子ども支援委員会に提供できる内容を確認中。
県警から児童相談所等の支援先機関に案件が引き継がれた場合や県警以外の相談先に相談があった場合の対応や連携方法について、関係機関で協議中。

② 事件後の対応については、事件直後のケアに加え、長期的な視点でも考える必要がある。

- 事例のうち、カウンセリングを希望しているのはわずかだが、現時点でケアを必要としていなくとも、将来、今回の事案が精神的な障害となり、ケアが必要となることもある（何年か後に、恋人ができた時など）。
 - 長いスパンでのケアのあり方について検討が必要
- 事件から時間が経過した後にフラッシュバックをおこさないためにも、事件後、子ども本人の本心に寄り添い対応していくことが重要。
- 事案直後は、本人・家族ともに、「被害感情」よりも、「これ以上、事案に触れないでほしい」「世間を騒がせた」などの意識が強く働くため、多くの場合、「ケアを望んでいない」という形になるのではないかと。
- 被害意識がある子どもへはケアが必要だが、被害意識がなく（乏しく）、安易な性行動を起こす（性行為の意味又はリスクを正しく認識していない）子どもに関しては教育・指導が必要。
- 条例の趣旨である、「大人の責任」として「大人が子どもを性被害から守る」「子どもの人権を守る」という視点が重要である。
 - 事案が表面化したことにより、「子どもの人権が守られない」ことがあってはならない（事案により、子どもが家庭内で居場所を失う（居づらくなる）など）。
- 相談しやすい個々の案件にふさわしい（個人の特性に応じた）相談機関の広報と適切な支援機関の検討が必要。
- 性行為を受けた子どもは、妊娠検査や HIV 検査をきちんと受けているのか、とても重要な部分である。

平成 29 年度第 2 回子ども支援委員会（H29.7.12）における 「子どもを性被害から守る条例」に係わる事案の検証状況

次世代サポート課

1 検証について

- 被害を受けた子どもや保護者にストレスをかけなくても知ることができる基本的・客観的な情報（家族構成など）だけでも提供してもらえれば、ある程度想像で意見を述べることはできる。
- 細かい事実、外形的な事実、被害者が言っていた内容等をもとに事実を掘り下げることによって、必要とするケアの内容などが見えてくるのではないか。例えば、実際のやり取りの履歴を出すのは難しいと思うが、ネットでどのようなやり取りがあったかを教えてもらえれば、どの程度の被害で、どのようなケアが必要かわかると思う。

2 子どもへのケアのあり方等について

- もし、一人親の家庭で育っていれば、寂しい気持はあると思うが、だからと言って知らない人と簡単に会ってしまうということにはならない。もしかしたら、親には言えないことがあって、知らない人に会ってしまったのではないか。
- 男性が亡くなってしまった子どものケアは絶対に必要。また、お母さんの気持ちを受け止めることも大事。
- 男性が亡くなってしまったということでマスコミにかなり大きく取り扱われた。被害を受けた子どもは大きな罪悪感を抱いているのではないか。後々のこともあるので、何かあればいつでも相談に乗るということが必要。
- 後になって相談しなくなった時に相談ができる機関などをペーパーで渡しておいてほしい。
- 世間の風潮が子どもから誘ったのではないかとなくなってしまうと、被害を訴えられなくなる子どもが出てきてしまうのが心配。
- 親が夜中働かなくてもいいような支援を考えたり、適切な大人が関わることができる子どもの居場所をもっと考えていかなければならない。
- 報道だとか立件されることによって子どもが受ける二次的被害についても、予防していかなければならない。

平成 29 年度第 3 回子ども支援委員会（H29.9.13）における 「子どもを性被害から守る条例」に係わる事案の検証状況

次世代サポート課

1 子ども支援委員会における検証について

① 検証の進め方（まとめ）

- すべての個別事案を報告し、警察本部からできるだけの情報をいただき、被害者のケアのあり方や事案の背景について検証を行う。
- 被害者の二次被害が生じない形で、詳細な情報が得られるものについては、より深く検証を行う。

② 委員からの主な意見

- 「子どもが性被害に遭わないようにするための予防」、「被害を受けた子どもへの事後のケア」という観点で検証すればよいのではないか。
- この委員会で求められているものは人権なので、被害であったり報道の仕方であったりその後のケアであったりする中で、詳細な情報を提供いただける案件については、深く検証するのが良いのではないか。
- 詳細な情報といっても、その子どもが語りたくて、自分からカウンセリングを受けて話をしたいという場合ならまだしも、放っておいてくれと言っている子に根掘り葉掘り聞くということについては問題がある。
- 個別事案の検証はその子どもにとってプラスになるものでなければならない。SNS のやり取りなどは子どもは絶対他人に知られたくない情報だと思う。
- 検証作業は始まったばかり。積み重ねて地道にやっていくことで、5 年後などにどういったことが見えてくるかなど、中長期的に考えていくことが必要。やらずしてとなると実態が分からず生きた施策に結びつかない。

2 その他の意見

- 保護者、特にひとり親家庭に対する就労支援が特に大切。県では就労支援員を配置しているが、支援が本当に必要な人が就労支援のことを知らず、支援が行き届いていない場合があるので、きめ細かく対応を。
- 条例の深夜外出制限については、構成要件に恋愛関係にある男女を除くとか、性被害が起こりうる状況での深夜外出のみを対象にするなどと言うことは書かれていない。例えば犯罪の成立を争う時に、そういう主張をして違法性が阻却されるという根拠は何もない。